## 1 審査会の結論

東員町議会議長(以下「実施機関」という。)が行った、「早稲田大学マニュフェスト研究所から依頼された「議会改革度調査」の回答書の2018年から2020年に係る3か年分」(以下「本件対象公文書」という。)について非公開とした決定は、理由の提示に不備があるため、取り消すべきである。

# 2 審査請求の趣旨

審査請求人が東員町情報公開条例(平成28年条例第14号。以下「条例」という。) に基づき令和3年9月2日付けで行った本件対象公文書の公開請求に対し、実施機関が令和3年9月6日付け東員議第80号で行った非公開決定(以下「本決定」という。) の取消しを求めるというものである。

### 3 実施機関の理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

条例第2条第1項第2号(公文書)に該当しない。

本件対象公文書は、三重県下で回答率約4割である民間団体からのアンケート調査に、本町議会の現況を任意で職員が回答したものであり、その回答方法は調査主体である民間団体が設置、運営管理するウェブ上で回答フォームに入力するというものである。

回答フォームに入力された回答内容については、実施機関職員のパソコンには保存されず、かつ一定期間が経過すると閲覧が不可能となるため、実施機関においては電磁的記録として保有していない。また、回答フォームには「アンケート回答にあたり決裁が必要な場合には、最終確認画面を印刷されることをお勧めします。」と記載されているが、決裁又は供覧等の手続きを予定していなかったため印刷等はしておらず紙媒体としても保有していない。

よって、本件対象公文書は現時点において本町に物理的に存在しておらず、本件に関して公開できる公文書は存在しない。

### 4 審査請求申立ての理由

本件対象公文書は「東員町議会」名で回答しており、また議会改革に関する重要なアンケートであることから、決裁供覧を経てから回答するべきものであり、公文書として保管してあることが当然である。従って、条例第2条第1項第2号(公文書)に該当しないとの理由での非公開決定を取り消すべきである。

### 5 審査会の判断

当審査会は、本件審査請求申立ての対象となった本決定に関して、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

## (1) 本件対象公文書が非公開であることの妥当性について

本件対象公文書については、民間団体が設置、運営管理するウェブ上の回答フォームに入力し、外部サーバー等に記録されるもので、アンケートの調査内容及び回答内容については、実施機関職員のパソコンに電磁的記録でもって保存されるものではないこと、また、決裁又は供覧等の手続きを予定していなかったため印刷等しておらず、よって紙媒体としても存在しないとのことであり、かかる実施機関の説明に特段不合理な点は認められないことから、不存在であることを理由に非公開とした実施機関の決定は、その点については妥当と認められる。

## (2) 理由の提示の妥当性について

条例第7条第5項では、「実施機関は、請求に係る公文書の全部又は一部の公開をしない旨の通知をするときは、書面に公開しない理由を記載しなければならない。」と定められている。

このように理由を提示すべきものとしているのは、実施機関の判断に慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、公開請求者が事後の救済手続を利用する際の便宜を与えるところにある。

このような理由の提示の趣旨に鑑みれば、提示する理由の程度は、どのような 事実を基に処分が行われるかが申請者において十分に認識しうる程度であること が必要であり、単に根拠条項のみの提示や抽象的、一般的理由の提示では不十分 である。

本件においては、理由の提示として「本件対象公文書は、民間団体からのアンケート調査に、本町議会の現況を任意で職員が回答したものであり、その回答方法は調査主体である民間団体が設置、運営管理するウェブ上で回答フォームに入力するというものである。回答フォームに入力された回答内容については、実施機関職員のパソコンには保存されず、かつ一定期間が経過すると閲覧が不可能となるため、実施機関は電磁的記録として保有していない。

また、決裁又は供覧等の手続きを予定していなかったため、実施機関は回答内容 を印刷等しておらず、紙媒体としても保有していない。

よって、本件対象公文書は現時点において本町に物理的に存在しておらず、本件に関して公開できる公文書は存在しない。」と記載するべきであった。

#### (3) 結論

以上のことから、本決定については、本件対象公文書は存在しておらず非公開 とした判断は妥当であるが、その理由の提示については条例第7条第5項に違反 する瑕疵があるといえるため、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 6 附带意見

当審査会の判断は以上のとおりであるが、町は、条例の目的を達成するために、 開かれた町政を一層推進する責務を負っていることに鑑み、本件における実施機関 の対応について、次のとおり意見を付する。

民間団体が実施する、ウェブ上の回答フォームに入力し、外部サーバー等に記録され回答者側には電磁的記録が残らないアンケート調査等については、任意調査とはいえ、実施機関は回答するのであれば回答結果を公文書として扱うかにつきを慎重に検討するべきであった。